

市民公益活動等への行政の支援等

財政的支援

●市民公益活動事業補助金

狛江市で市民公益活動を行う団体の成長・発展を図ることを目的として「先駆的な活動」や「特色ある活動」等を行う団体の事業に対し、その経費の一部について補助するもの

①スタート補助金 1団体あたり上限額5万円・1回限り

※設立3年以内の新しい団体向けの補助金

②チャレンジ補助金 1団体あたり上限額20万円・3回まで

※団体の基盤がある程度できており、さらなるステップアップを支援する補助金

<対象団体の条件>

以下の条件を満たす団体 ※法人格の有無は問わない

- (1) 市民が、自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体
- (2) 営利活動を行わない団体
- (3) 宗教・政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としない団体
- (4) 次のいずれかに当てはまる団体
 - ア 狛江市に住所がある役員がいる団体
 - イ 事務所、活動拠点又は活動範囲に狛江市を含む団体

(過去5年の実績)

| | H29 | | H30 | | H31 | | R2 | | R3 | |
|-------|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|
| | 応募 | 決定 | 応募 | 決定 | 応募 | 決定 | 応募 | 決定 | 応募 | 決定 |
| スタート | 3 | 3 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| チャレンジ | 3 | 3 | 4 | 4 | 7 | 7 | 3 | 3 | 4 | 4 |

※申請額からの減額による交付決定あり

●その他

各分野における事業費、運営費等の補助金、助成金等の交付

参入の機会提供（委託、協定等）

●市民協働事業提案制度

自然・環境、都市基盤、子育て・福祉・健康づくり、教育・文化等、様々な分野にわたる公共的な課題の解決にあたり、市民公益活動団体の持つ力と行政の持つ力をともに活用し、効果的に課題解決へ取組むことができる制度

①市民提案型

市民公益活動団体の活動内容を十分活かせる分野にて、団体自身が自由にテーマを設定し、行政と協働で実施することで、団体のステップアップ等につなげるための事業提案

②行政提案型

狛江市の担当部署にて抱える行政課題に基づいて、狛江市がテーマを提示し、市民公益活動団体と協働で取り組むことで、より効果的・効率的な課題解決につなげるための事業提案

<提案制度の要件>

◆提案可能な団体

- ・市民公益活動団体登録のある団体（条例第28条）
（要件：公益性および公開性を有し、代表者を含め3名以上の役員がいること、等）

◆対象事業

- ・狛江市内で行われる事業であること
- ・申請年度の翌年度に実施可能な事業であること
- ・単年度で完了する事業であること（年度ごとに連続して提案し、実施する場合は要相談）
- ・地域社会の発展、または、地域の課題および社会的な課題の解決が期待できる事業であること
- ・協働で実施することにより、より大きな効果が期待できる事業であること
- ・協働で実施することが制度的に可能であり、その役割分担が明確かつ適切な事業であること

（過去5年の実績）

| | H29 | | H30 | | H31 | | R2 | | R3 | |
|-------|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|
| | 応募 | 採択 | 応募 | 採択 | 応募 | 採択 | 応募 | 採択 | 応募 | 採択 |
| 市民提案型 | 2 | 0 | 2 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 行政提案型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

●アドプト制度

道路・公園・河川敷等公共施設の一部区域や空間の維持管理について、市民団体・企業等の参加団体と市との協働作業により、その施設の一部区域を参加団体が責任をもって行うもの

※保険の適用、物品の貸与・支給、ごみ処理等は市で行う

<対象要件>

◆参加対象

- ・原則として3人以上で構成されている団体及び企業等（狛江市外でも可）

◆対象区域

- ・道路、公園、河川敷及びその他公共施設において、担当部署が設定する区域

(活動実績)

団体数・23 団体、延べ参加者数・2,818 人 ※R3.3.31 時点

主な活動施設：多摩川緑地公園グラウンド、公園、児童遊園、市道、小学校校庭芝生面、こまえくぼ 1234

共催・後援

●共催

市が、事業の趣旨に賛同するとともに、共同開催者としてその事業の実施にあたること

※広報への掲載、市内公共施設の使用料の減免等あり

●後援

市が事業の趣旨に賛同し、その開催を奨励すること（事業に対して信用保証を行うもの）

その他

●市民活動情報誌「わっこ」（毎月1日発行：年12回）

福祉、環境、文化、芸術、スポーツ等各分野において活発に行われる市民活動を広く周知し、相互の情報共有を行うことにより、市民、活動団体、事業者、市が連携し、協働によるまちづくりが促進されることを目的として発行

<掲載登録の基準>

以下のいずれかの条件を満たす団体（3名以上で構成）・個人

- ・狛江市内で活動を行っている団体
- ・狛江市外で活動を行っている団体で、市内でイベントを行う団体
- ・これから市内で活動を行う団体を立ち上げるために会員を募集しようとする市民

●こまえくぼ 1234（市民活動支援センター）

市民と行政による協働のまちづくりを推進し、より良い市民生活の実現に向け、地域における課題の解決に資する取組を行う市民及び市民公益活動団体を支援するための活動拠点

<実施事業>

- ・市民公益活動を支援するための相談に関すること（一般相談、専門相談）
- ・市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関すること（団体交流事業、ネットワークの支援）
- ・市民公益活動を支援するための施設の提供に関すること（団体によるチャレンジ事業の実施支援）
- ・その他センターの設置目的を達成するために必要な事業（市民活動参加機会の充実等）

<登録>

◆基準

以下の要件を満たす団体又は個人

- ・公の秩序を乱し又は善良な風俗を害さないこと
- ・営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしないこと
- ・特定の政党の利害に関する行為又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する行為をしないこと
- ・特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為をしないこと
- ・支援センターの設置目的に反した利用をしないこと

※団体については、以下の要件も満たすこと

- ・団体の構成員が3人以上で、狛江市内を中心に活動を行い、又は行おうとしていること
- ・団体の組織及び活動のため代表者を置き、成人している者の監督下にあること

◆有効期間

各期（3年間）の年度末日まで。以後3年毎の更新

※主に高校生以下で構成された青少年団体の登録の有効期間は、登録された日の属する年度の末日まで

（登録数の推移）

| | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 団体 | 77 | 115 | 139 | 161 | 190 | 218 |
| 個人 | 11 | 28 | 70 | 87 | 98 | 111 |

※R3は11月末日時点